



# 支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画

令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）

令和 2 年（2020 年）3 月  
寒川町



## はじめに

平成 18 年（2006 年）に「自殺対策基本法」が制定され、これまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

さらに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、平成 28 年（2016 年）に同法が改正され、平成 29 年（2017 年）には、「自殺対策大綱」の見直しがなされました。

国を挙げての自殺対策は、過去 10 年間の取り組みの成果を踏まえて、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らす」だけでなく、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やす」ことこそが本質的であるとされるようになりました。

本町における自殺死亡率は、全国や神奈川県と比べ高い年があり、また、毎年 10 名前後の尊いのちが失われています。

こうした状況を踏まえ、寒川町でも、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、取り組みを進めるため、「さむかわ自殺対策計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現に向けて、国や県などの関係機関、町内の関係団体をはじめ、地域の皆様と協力して、自殺対策を推進してまいりますので、取り組みへのご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご検討、ご議論いただきました寒川町自殺対策計画推進協議会委員の皆様、また、アンケート調査やパブリックコメントにご意見等を寄せていただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

寒川町長 木村俊雄

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の数値目標(自殺死亡率)	5

## 第2章 寒川町の自殺の実態

1	自殺者数の年次推移	8
2	全国との比較	9
3	男女別・年齢別の自殺割合	9
4	労働者の自殺の傾向	11
5	高齢者の自殺の傾向	11
6	寒川町の自殺の特徴	13

## 第3章 いのち支える自殺対策における取組

○	基本理念	16
○	施策体系	17
○	基本施策	18
1	地域におけるネットワークの強化	18
2	自殺対策を支える人材の育成	18
3	町民への啓発と周知	19
4	生きることの促進要因への支援	20
①	生きがいづくり活動の支援	20
②	相談体制の充実	22
③	遺された人への支援	23
5	生きづらさを抱えた子ども・若者及び保護者への支援	24
○	重点施策	26
(1)	高齢者に対する支援	26
(2)	高齢者の地域支援体制の強化	27

## 第4章 自殺対策の推進体制

1	推進体制及び進行管理	30
(1)	推進体制	30

(2) 進行管理	30
2 自殺対策組織の関係図	31

#### 【資料】

1 寒川町生きる支援の関連施策一覧	34
2 寒川町自殺に関するアンケート	38
3 自殺対策基本法	51
4 寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱	57
5 寒川町自殺対策計画推進協議会委員名簿	59
6 寒川町自殺対策庁内連絡会設置要綱	60
7 相談先一覧	63



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）から年間3万人を超える深刻な状態が続いていました。平成18年（2006年）に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、平成24年（2012年）には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、人口10万人当たりの自殺死亡率は世界の主要7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人近くを数える深刻な状況にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年（2016年）に、自殺対策基本法が改正されました。この改正により自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの状況を受け、このたび町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、また、生きる支援に関連する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進するため、本計画を策定します。

#### ～生きることの包括的な支援とは～

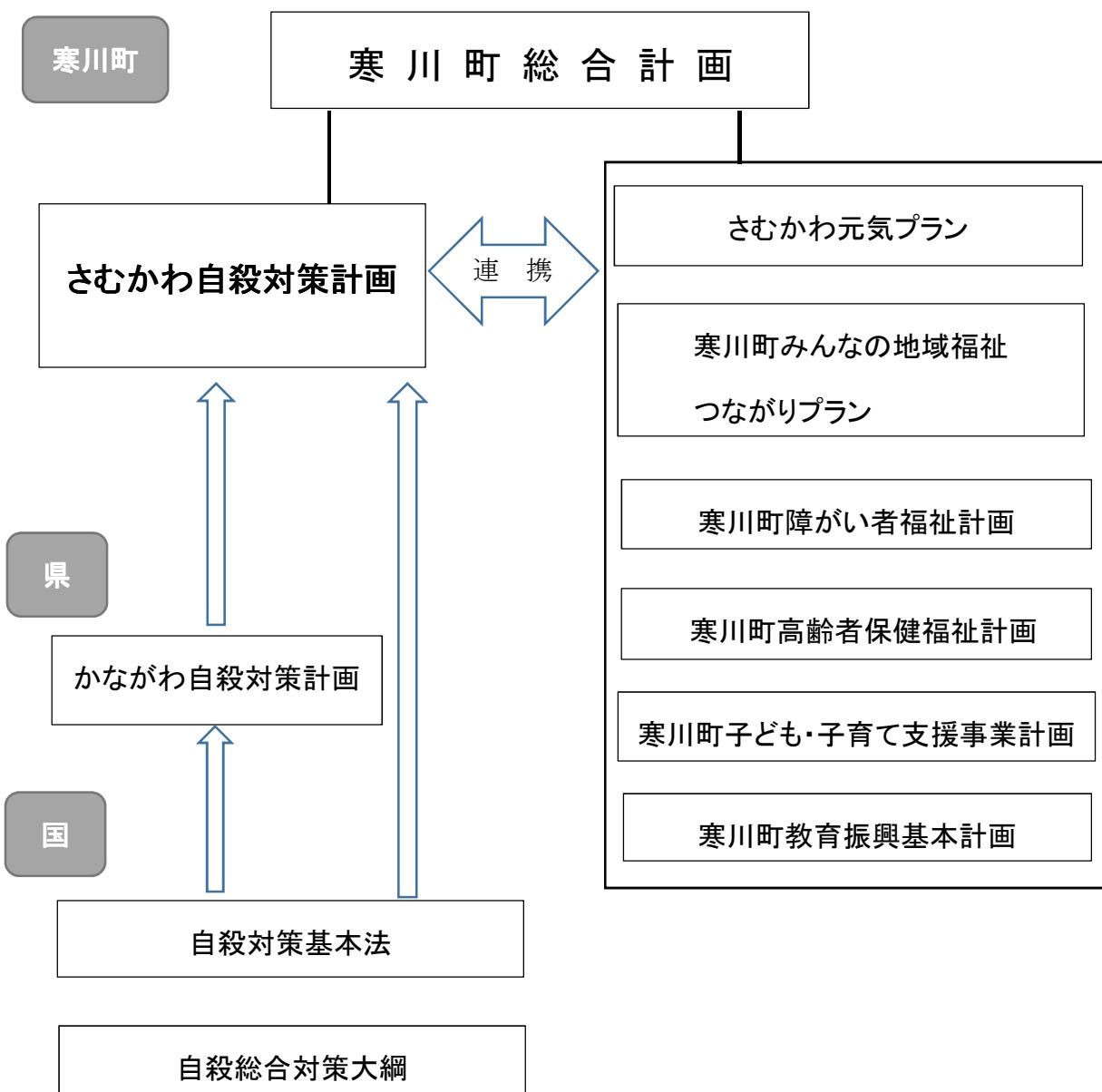
人は本来「生きる力」を備えています。しかし、今日、様々なストレス要因にさらされ私たちの「生きる力」は弱まっています。この「生きる力」を取り戻し、育むためには「生きることの包括的な支援」「Life（命、生活、人生）の視点をふまえた支援」が必要です。

そして、この目標の実現には、町民一人ひとりだけではなく、生活の場での相互に支え合う取り組みが求められます。すなわち、命にかかる保健医療福祉的支援、生活にかかる行政的支援、身近で共に生きる大切な人相互の人生上の支援の3つの支援を、有機的、継続的、安定的に提供できるようにするために、行政関連施策相互の有機的な連携はもとより、民間の医療・保健・福祉その他の関連機関、そして、家族、友人、ボランティアや地域住民などからなるネットワークの構築・整備が欠かせないと言えましょう。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、国が定めた自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、神奈川県が定めたかながわ自殺対策計画を踏まえて策定します。

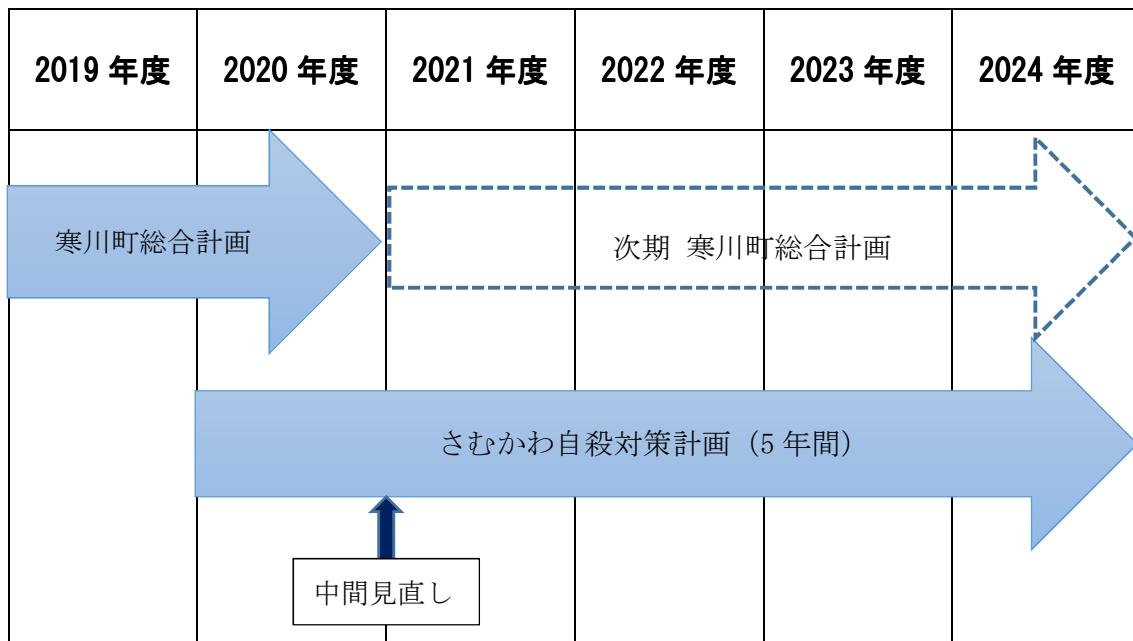
また、寒川町総合計画を上位計画とし、推進に必要な方策を明らかにするとともに、その他の計画との整合を図ります。



### 3 計画の期間

本計画は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

なお、国・県の施策や、町総合計画と連携する必要があることから、国や県等の動向を踏まえ、また社会状況の変化に応じ、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。



## 4 計画の数値目標（自殺死亡率）

本町では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、2013年から2017年の平均自殺死亡率16.2を2020年から2024年までの5年間で15%以上減少させ、13.7以下を目指します。

### 【寒川町：さむかわ自殺対策計画】5年計画 2020年度～2024年度

2013～2017年の平均自殺死亡率 → 2020～2024年の平均自殺死亡率

16.2

15%以上減

13.7以下

### 参考 【国：自殺総合対策大綱】10年計画

2015年

18.5

30%以上減

2026年

13.0以下

### 【神奈川県：かながわ自殺対策計画】5年計画

2016年

14.6

15%以上減

2021年

12.4以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数



## 第2章 寒川町の自殺の実態

## 第2章 寒川町の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という。）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という。）があります。いずれも、1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地や住居地等が記載された警察庁自殺統計原票データをもとに計上しているため、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。（※1）

本計画では、人口動態統計及び警察庁自殺統計（2013年から2017年の自殺者数）、さらに、これらを加工した「地域自殺実態プロファイル（2018）」（※2）を活用し、自殺の実態を分析します。

※1 警察庁自殺統計では、発見地と住居地、発見日と自殺日などの状況を組み合わせた各種の集計結果が報告されています。当計画中では、適宜、対策の立案に最も参考となると考えられる値を用いました。

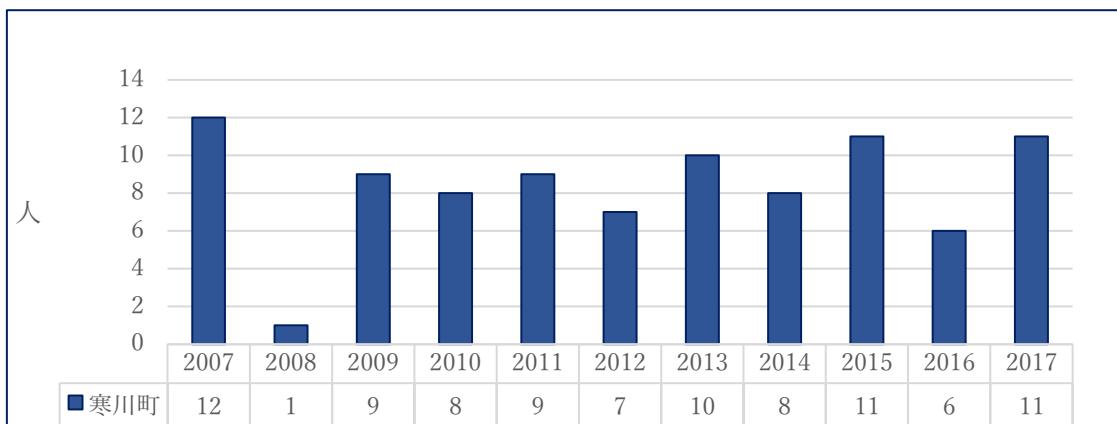
※2 地域自殺実態プロファイル（2018）：自殺総合対策推進センター（＊）が作成した、各都道府県及び市町村ごとに地域の自殺の実態を分析したもの。

\* 自殺総合対策推進センター：自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として設置された「自殺予防総合対策センター」が平成28年4月に地域レベルの実践的な自殺対策への支援を強化するために改組されたもの。地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策ページの作成等を行い、地域の自殺対策推進の支援等を行っている。

### 1 自殺者数の年次推移

2007年から2017年まで、平均8人前後で推移しています。

＜寒川町の自殺者数の年次推移＞



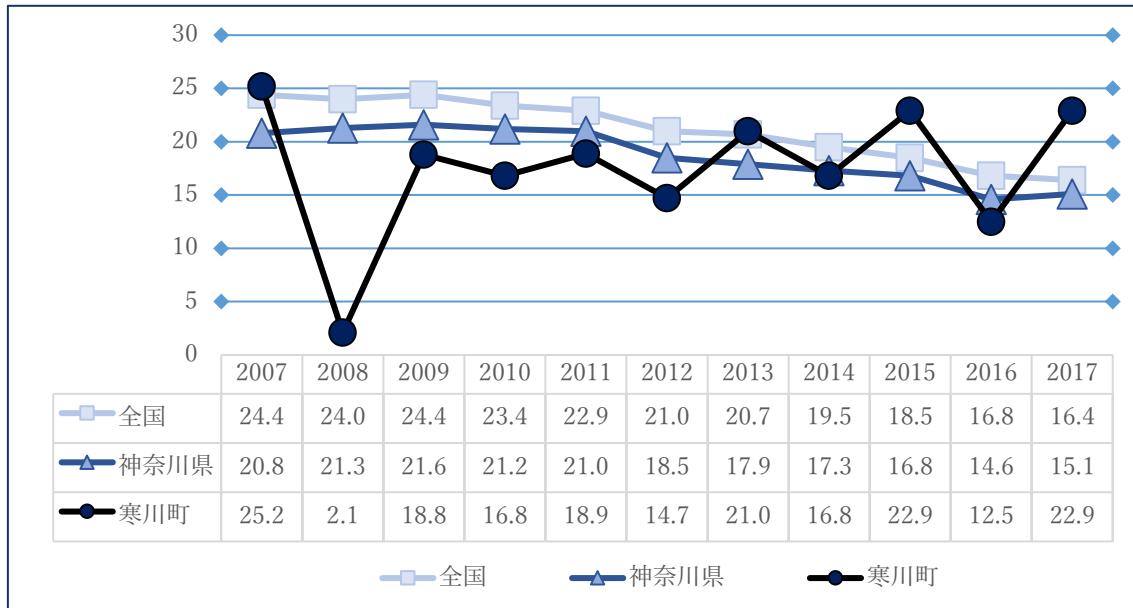
出典：人口動態統計

※人口動態統計は、日本人のみを対象とし、住所地で自殺者数を計上。

## 2 全国との比較

本町の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比べて高い年と低い年があります。

＜全国・神奈川県・寒川町の自殺死亡率の推移＞

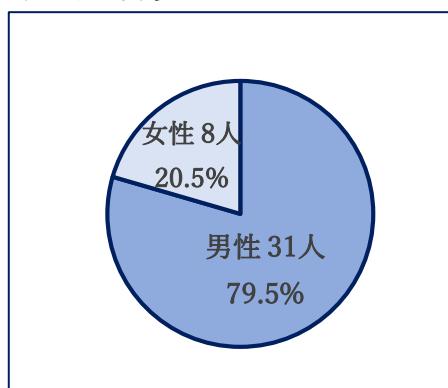


出典：人口動態統計

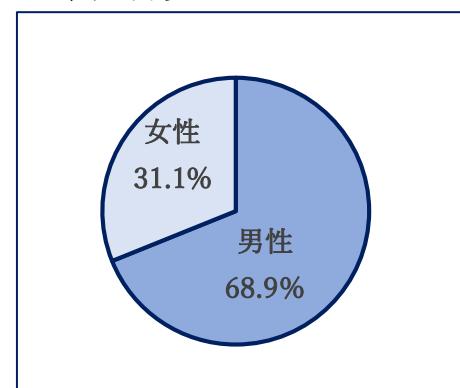
## 3 男女別・年齢別の自殺割合

全国の男女比と比べて、本町は、男性の割合が多いことがわかります。

＜寒川町の男女比＞



＜全国の男女比＞



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

※寒川町の自殺者数（2013～2017年の合計）男性31人、女性8人、合計39人から算出

※地域自殺実態プロファイルの自殺者数は、警察庁自殺統計をもとに集計され、ここでは

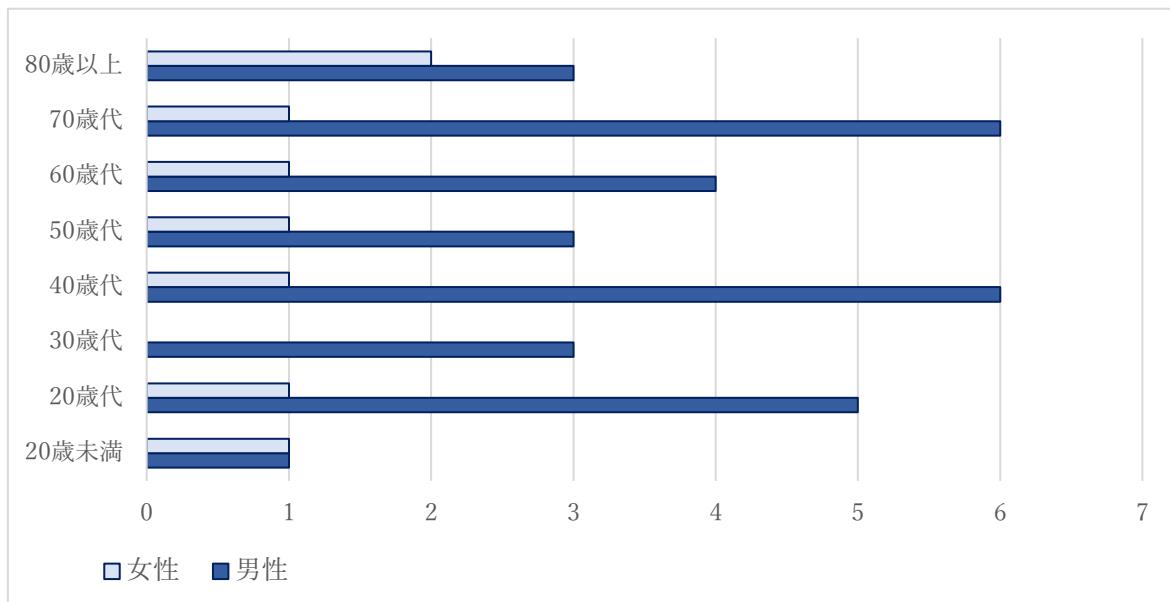
外国人を含む、寒川町に居住実態のある人のみの自殺者数を計上。

## 第2章 寒川町の自殺の実態

年代別では、男性は70歳代・40歳代、20歳代の順に多く、女性では、30歳代以外で自殺者が見られます。

<寒川町男女別・年齢別>

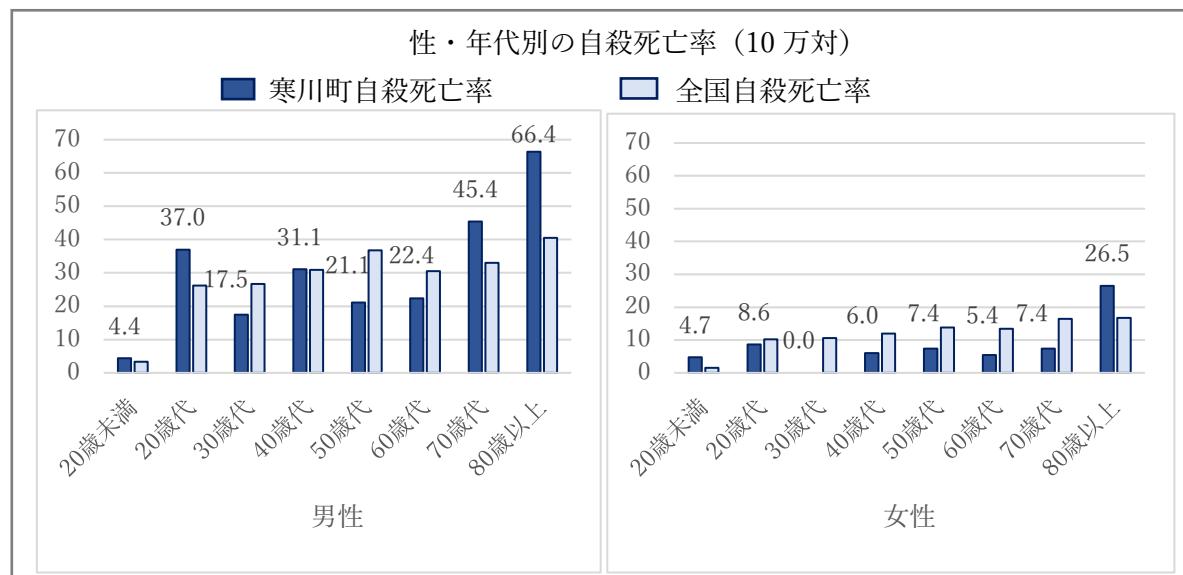
(単位：人)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

自殺死亡率については、全国と比較して、男性は、20歳未満、20歳代、40歳代、70歳代、80歳以上、女性は、20歳未満、80歳以上で全国よりも高くなっています。

<全国の自殺死亡率との比較（2013～2017年合計）>



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

#### 4 労働者の自殺の傾向

被雇用者・勤め人の自殺割合が自営業・家族従業者に比べ、多くなっています。

<有職者の自殺の内訳>

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1人	6.7%	20.3%
被雇用者・勤め人	14人	93.3%	79.7%
合計	15人	100%	100%

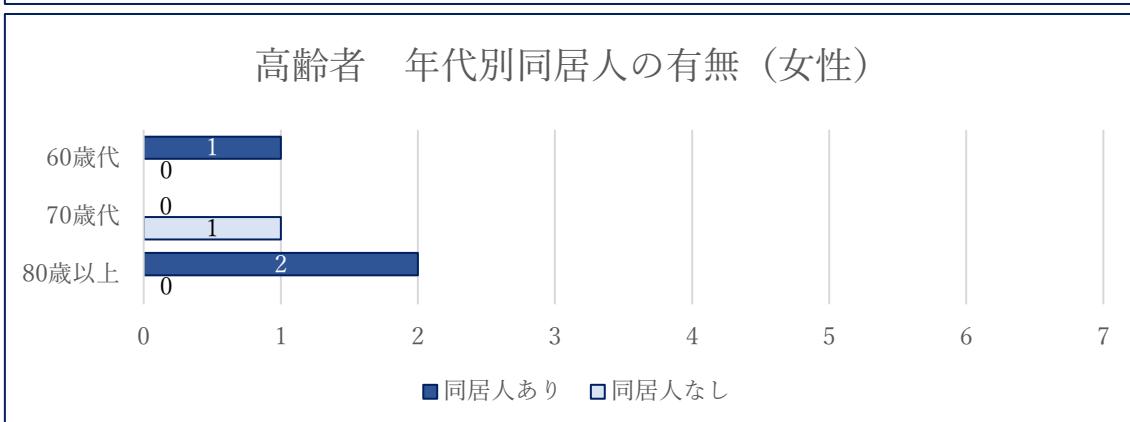
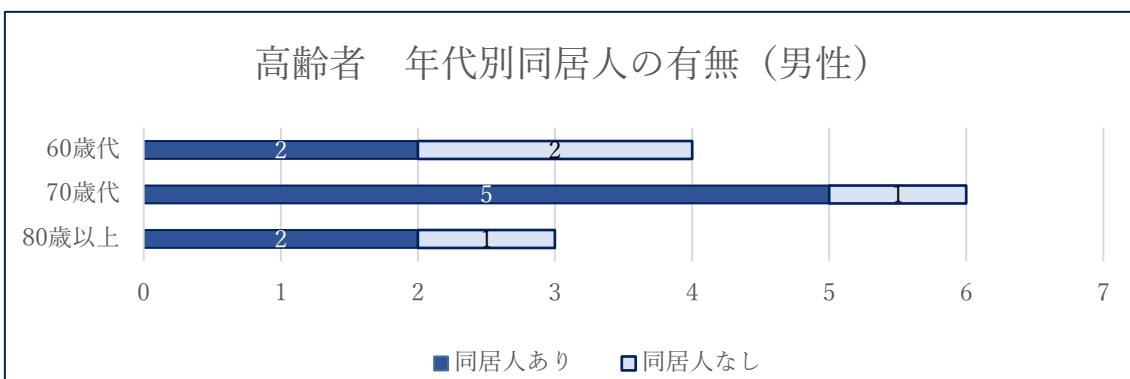
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

#### 5 高齢者の自殺の傾向

高齢者の自殺の傾向をみると、男性は70歳代、女性は80歳以上の人数が多くなっています。また、男性、女性ともに同居人ありの割合が高くなっています。

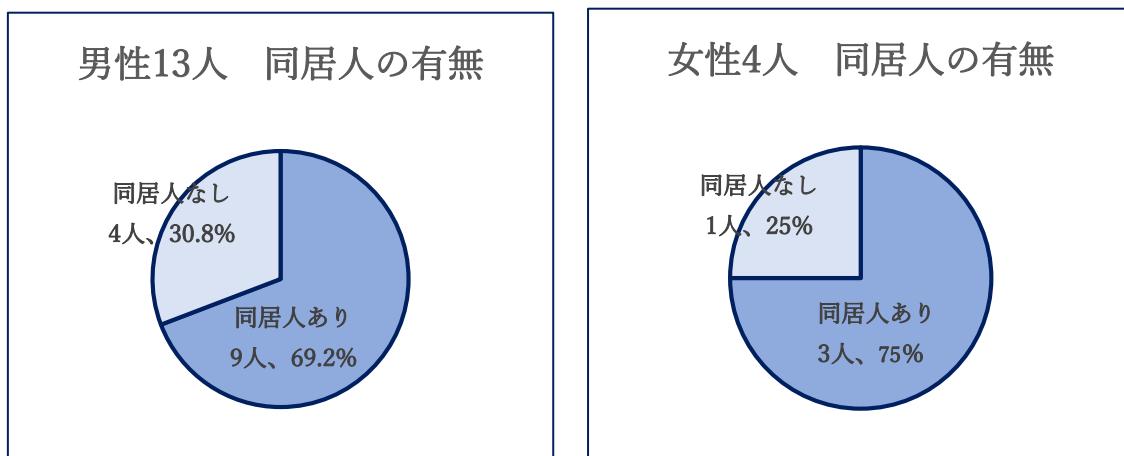
<高齢者 性・年代別同居人の有無>

(単位：人)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

## 第2章 寒川町の自殺の実態



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

性別	年代	寒川町同居人の有無（人数）		寒川町同居人の有無（割合）		全国同居人の有無（割合）	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	2	11.8	11.8	17.1	10.8
	70歳代	5	1	29.4	5.9	15.1	6.3
	80歳以上	2	1	11.8	5.9	10.4	3.6
女性	60歳代	1	0	5.9	0.0	9.7	3.2
	70歳代	0	1	0.0	5.9	9.1	3.8
	80歳以上	2	0	11.8	0.0	7.4	3.5
計		12	5	70.6%	29.4%	68.8%	31.2%
合計		17		100%		100%	

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

## 6 寒川町の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの統計分析では、寒川町の2013年から2017年までの5年間における39人の自殺者の性・年代別等の特性から、「高齢者」(※)「生活困窮者」(※)「子ども・若者」(※)「勤務・経営」(※)に対して、重点的に取り組む必要があるとされています。

しかし、寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、この分析結果のみで寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

ただし、寒川町の高齢者の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、そのなかでも同居人ありの自殺割合が大きくなっています。そのため、また、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

また、一方で、世代等の特定をせずに、自殺に追い込まれないような地域づくりを行い、相談につながったら関係機関の支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めることが大切と言えます。

※自殺総合対策推進センターの統計分析において、重点的に取り組む事項の示す対象者は次のとおりです。なお、対象者がいくつかの事項に重なる場合もあります。

- 「高齢者」… 一般的には65歳以上であるが、分析の基礎となる警察庁自殺統計は10歳刻みの統計となっているため、明確な年齢定義は設けていない。
- 「生活困窮者」… 生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者
- 「子ども・若者」… 児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等
- 「勤務・経営」… 被雇用者、自営業者等

なお、「子ども・若者」については、関連資料として、児童、生徒、大学生、専修学校生等の自殺者数の内訳が示されておりますが、自殺者数が極めて少ないとから、自殺の傾向等のデータは公表不可となっております。



## 第3章 いのち支える自殺対策における取組

## 第3章 いのち支える自殺対策における取組

### 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。

また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ることに加え、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状況に追い込まれてしまうことが指摘されています。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言えます。地域全体で互いに見守り、支え合うことで、変化に「気づき」、「声をかけ」、困りごとを抱えた人が、相談機関に「つながる」体制をつくり、「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

#### 基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、  
「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

#### 基本方針

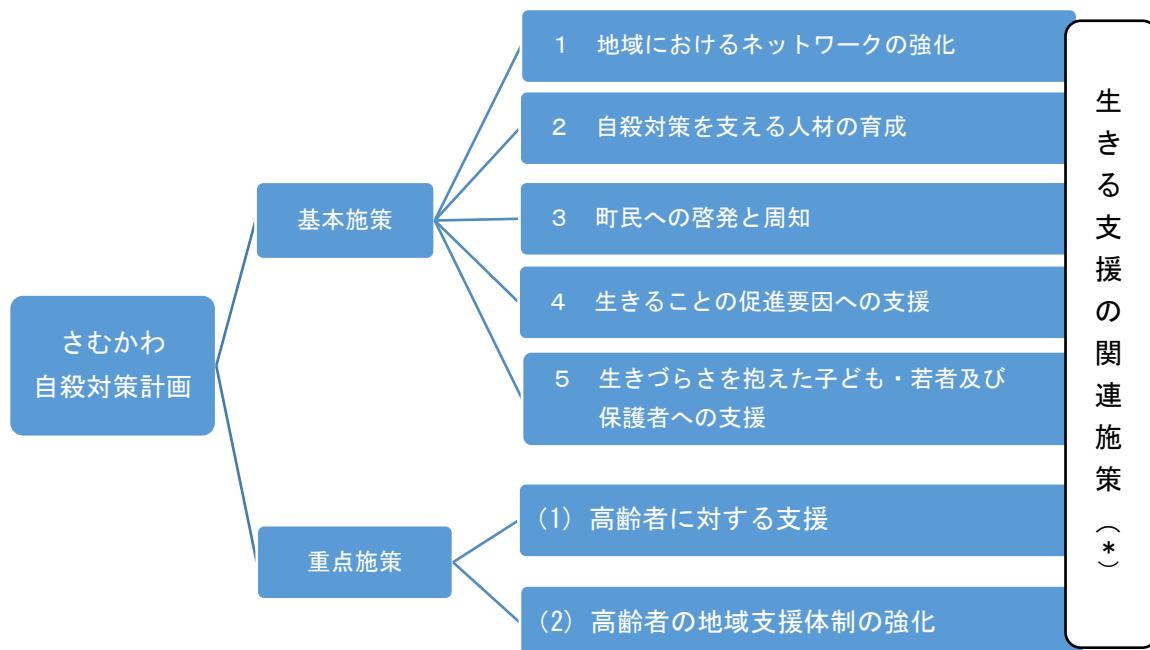
自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

## 施策体系

さむかわ自殺対策計画は、国が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」(※)において、全ての市町村において取組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の特性に応じて取り組む「重点施策」で構成しています。

この2つの施策の体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に実施していくことにより、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

※地域自殺対策政策パッケージ：自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策をひとつにまとめたもの。



\*「生きる支援の関連施策」の詳細は、【資料】の資料1（34～37ページ）をご覧ください。

## 基本施策

### 1 地域におけるネットワークの強化

自殺はひとつの理由や原因で生じるものではなく、その背景には健康問題、生活苦、人間関係などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の様々な関係機関との連携・協力が重要です。

NPO法人、社会福祉協議会、保健所などの相談支援機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1－1	寒川町自殺対策計画推進協議会の設置	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を設置します。	町民窓口課
1－2	寒川町自殺対策庁内連絡会の設置	計画の策定、計画の各取組を推進するため、庁内連絡会を設置します。	町民窓口課

### 2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、自殺に気持ちが傾いた人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、そうした人のサインに気づき対応できるよう、人材育成に必要な研修の機会の確保を図ります。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2－1	ゲートキーパー（こころサポートー）（※）養成研修	自殺対策を支える人材の養成研修を実施します。	町民窓口課

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。ゲートキーパーとこころサポートーは同じ意味です。

### 3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、本計画の策定に先立って行ったアンケート（※）でも、約4割の方が、「自殺は自分自身に関わることだと思う」また、「周りに自殺をしてしまうのではないかと思われる人がいた」と回答しています。

しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。こうした心情や背景の理解と、危機に陥った場合には身近な人に相談できる力、すなわちSOSが出せる力を養うことが大切であるということが、町民の共通認識となるように、積極的に啓発を行う必要があります。

また、自分の周りにいる人の気持ちが自殺へと傾いていることに気づき、声をかけ、その人の思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて様々な地域の支援資源につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開することが求められています。

今後も、様々な機会を捉えて、相談窓口等の周知や、自殺に対する理解を深めるような啓発活動を推進します。

※アンケート：eマーケティングリサーチ制度を活用し、令和元年5月28日～6月3日にかけ、町で実施した「自殺に関するアンケート」。（制度の内容及びアンケートの詳細は、【資料】の資料2(38～50ページ)をご確認ください。）

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
3-1	自殺予防週間街頭啓発	自殺予防週間に合わせ、相談窓口の情報を掲載したリーフレット等の配布を行います。	町民窓口課 福祉課 健康・スポーツ課
3-2	図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけ、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	町民窓口課 教育総務課
3-3	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康・スポーツ課

## 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要となってきます。計画では生きることの促進要因への支援という観点から、その強化に関する対策を推進していきます。また、自殺未遂者や残された人への支援についても検討していきます。

### ①生きがいづくり活動の支援

地域における学びの場、集いの場等の情報を発信するとともに、様々な生きがいづくり活動を支援することで、「生きることの促進要因」を増やすことへつなげていきます。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-1 (再掲)	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康・スポーツ課
4-①-2	生涯学習振興事業	様々な媒体を活用した情報提供体制を整備し、各種講座やイベント等を開催し、町民の生涯学習機会の拡充を図ります。	協働文化 推進課 講座担当課等
4-①-3	社会教育振興事業	公民館を地域の学びの拠点として、あらゆる世代を対象とした様々な分野の講座等の開催、サークル活動の場、成果発表の場等を提供します。	教育総務課
4-①-4	高齢者生きがいづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課

### 第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-5	シルバー人材センター支援事業	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図ります。	高齢介護課
4-①-6	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者的心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
4-①-7	就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成します。 また、障がい者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）で行います。	福祉課
4-①-8	青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢交流を図ります。さらに地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	保育・青少年課



## ②相談体制の充実

様々な悩みごとに対する相談事業を実施することで、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことへつなげていきます。

### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-1	消費生活相談・各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のものめごと等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよう各種相談を実施します。	町民窓口課 産業振興課
4-②-2	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関することなどについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
4-②-3	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
4-②-4	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
4-②-5	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課

### 第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-6	民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	福祉課
4-②-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供および助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を実施します。	福祉課
4-②-8	障害者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	福祉課
4-②-9	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課

### ③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の対応も重要です。遺族等への支援として、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動に関する情報提供等を行います。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-③-1	自死遺族相談等の情報提供	県精神保健福祉センターが行う電話相談や、面談相談、大切な人を自死で亡くした方の集いなどの情報を提供します。	町民窓口課

## 5 生きづらさを抱えた子ども・若者及び保護者への支援

様々な困難やストレスに直面している児童・生徒が、信頼できる大人に助けを求められるようになるとともに、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若者がSOSを出したときに、それを受け止め、適切な支援につなげられるよう取り組みを進めていきます。

また、子どもの生育環境に大きな影響を及ぼす保護者に対する支援は、子ども・若者の健やかな成育につながることから、悩みや不安を抱える保護者への支援にも取り組みます。

### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5－1 (再掲)	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関することなどについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
5－2	子育て世代包括支援センター事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課
5－3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
5－4 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課

### 第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5－5	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防止に取り組みます。	子育て支援課
5－6 (再掲)	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
5－7 (再掲)	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課



## 重点施策

寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

しかしながら、寒川町の高齢者の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、まず、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

### (1) 高齢者に対する支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、生きがいづくり等の支援や、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

まず、包括的な支援のため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を構築します。

さらに、介護サービス利用者は、介護職員（ケアマネジャー、ヘルパー等）との接点を持っており、また、介護職員による見守り・気づきの重要性は知られていることから、他機関との連携による介護者、家族、介護職員等を対象とした包括的な支援を実践していきます。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(1)-1 (再掲)	高齢者生きがいづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
(1)-2 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者的心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課

### 第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(1)－3 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
(1)－4	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
(1)－5	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

### （2）高齢者の地域支援体制の強化

介護者、家族、介護職員等、高齢者と多く接する機会のある方を中心に研修の機会の確保を図るとともに、これらの支援者を支える地域支援体制の強化を図ります。

#### 【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
(2)－1 (再掲)	ゲートキーパー（こころサポーター）養成研修	自殺に気持ちが傾いた人のサインに気づき、対応できる人材の養成研修を実施します。	町民窓口課



## 第4章　自殺対策の推進体制

## 第4章 自殺対策の推進体制

### 1 推進体制及び進行管理

#### (1) 推進体制

「寒川町自殺対策庁内連絡会」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や団体の代表者、学識経験者、公募の町民で構成された「寒川町自殺対策計画推進協議会」を設置し、さむかわ自殺対策計画の推進状況や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

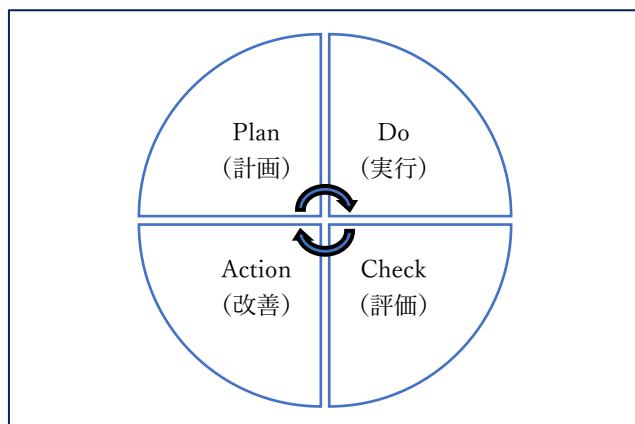
本計画における基本施策、重点施策及び関連施策については、寒川町自殺対策庁内連絡会においてPDCAサイクルによる評価を実施し、寒川町自殺対策計画推進協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

#### (2) 進行管理

- ア 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。
- イ 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。
- ウ 「寒川町自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

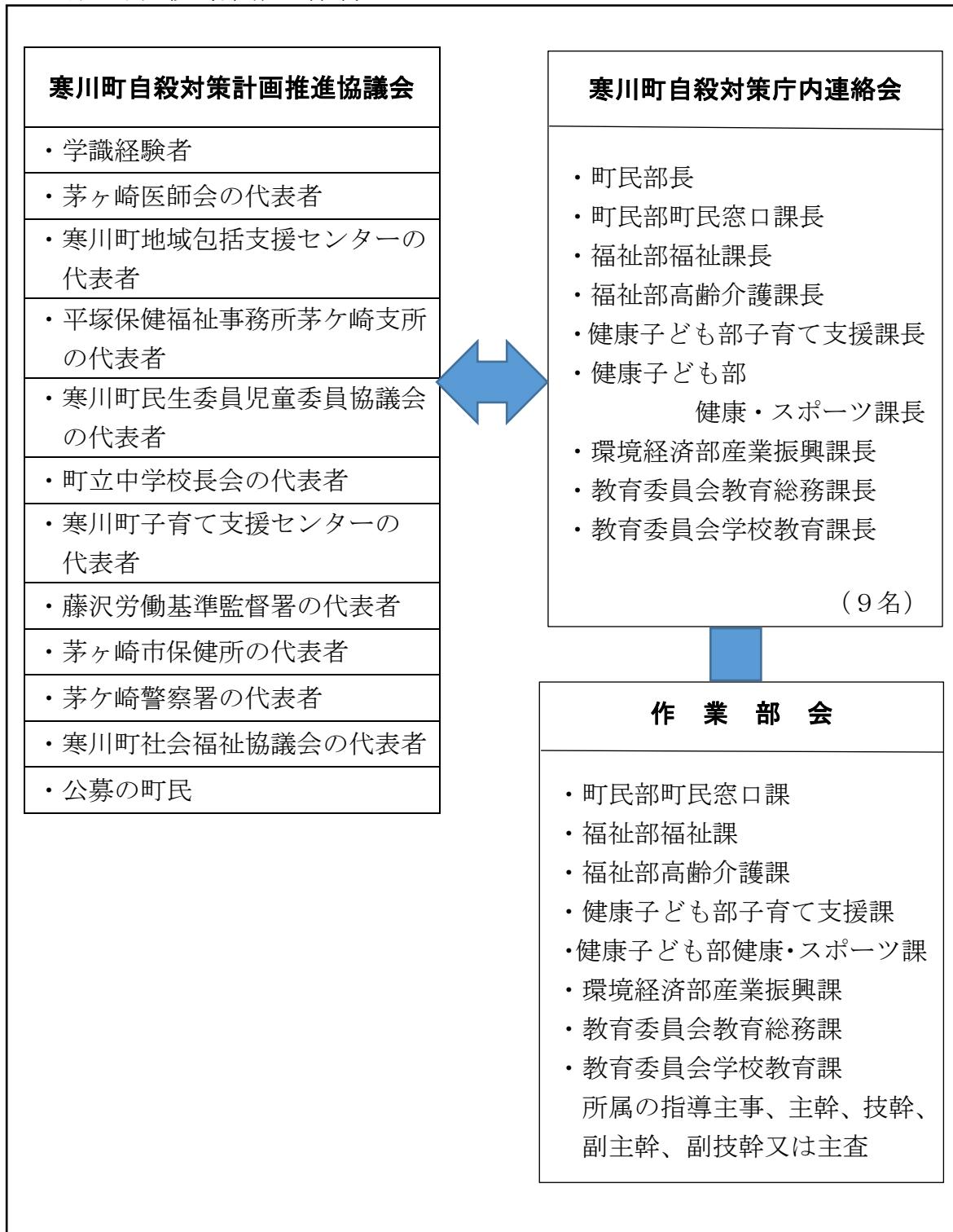
また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

#### <計画の進行管理>



## 2 自殺対策組織の関係図

<寒川町自殺対策推進体制>





## 【 資 料 】

## 寒川町生きる支援の関連施策一覧

No	担当課	【事業名】 (※総合計画の実施計画事業名) 及び 事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	
1	企画政策課	【広域行政推進事業】 単独自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や、住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化・能率化を図るために、既存の協議会等により、スケールメリットを活かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図ります。	既存の2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）、1市1町（茅ヶ崎市・寒川町）の取り組みをはじめ、基本施策「地域におけるネットワークの強化」のための他の地方公共団体との連携体制を構築することができる。	●					
2	広報戦略課	【広報活動事業】 広報紙、町ホームページ、メール配信サービス、広報板、SNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）、テレビ放送、エフエム放送、報道機関など様々な媒体を活用し、行政の施策や事業など町の情報提供を行います。	広報紙およびホームページにて、自殺防止に関する周知、啓発をすることができる。			●			
3	総務課	【職員研修事業】 職員人材育成基本方針「さむかわ職員育成プラン」に掲げる「あるべき職員像」の育成を図るため、各研修の優先度を踏まえながら年間の研修計画を立案し、階層別研修、専門研修等を実施します。また、職員の理解力・発信力の強化と職員間のコミュニケーション強化（想いの共有）を目的として、庁内講師の育成と活用を新たに進め、職員の資質向上を図ります。	職員研修（特に新採用職員）の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●					
4	協働文化推進課	【自治会活動支援事業】 地域コミュニティである自治会の活動を支援するため、自治会長連絡協議会への支援や自治会の加入促進に対する協力、地区集会所の運営の補助を行います。また、行政連絡会議等を通じ、行政への協力依頼も併せて行います。	市民の方を対象としたゲートキーパー養成講座がある際に、連携して取り組むことは可能である。	●	●				
5		【協働事業提案制度推進事業】 地域の身近な公共的課題などの解決のために、市民と町が協力し役割分担して行う協働事業を提案していただき、採択された事業に対して事業協力（補助）を行います。	自殺対策を目的としたボランティア団体等による協働事業の提案がある場合、その事業が採択されると補助金の交付対象となり得る。				●		
6		【住民活動促進事業】 寒川町市民ボランティア等登録制度に基づき、町内において活動するボランティア団体等の登録を行い、広報紙やホームページで団体等やその活動などをPRするとともに、市民のまちづくりへの参加を促進します。また、団体の活動促進や情報共有を目的として町内NPO法人も含めた情報交換会を開催します。	住民活動に参加することは、生きることの促進要因の1つとなり得る。また、市民の方を対象としたゲートキーパー養成講座がある際に、市民ボランティア団体等登録制度登録団体等、町内NPO法人に周知をすることが可能である。	●	●	●			
7		【男女共同参画推進事業】 「さむかわ男女共同参画プラン」の進行管理に努めます。また、職場、地域、家庭へプランを周知するとともに、講演会等をはじめ、さまざまな機会を通じて意識づくり及び人材育成を図り、女性リーダーの登用、活用促進につなげます。	講座等開催時に自殺対策に関するチラシや啓発物品等の配布に協力することで、相談先情報の周知を図ることができます。			●			

No	担当課	【事業名】 (※総合計画の実施計画事業名) 及び 事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	
8	町民安全課	【防災活動充実事業】 防災講演会や町イベント時における防災対策啓発用パンフレットの配布によって防災意識の高揚を図るとともに、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成支援やマニュアルに沿って実施する訓練の充実化に向けた支援を行います。	避難所において、町民が精神的な苦痛や悩みを解決できるようカウンセラーを置いて支援体制の整備に努める。				●		
9		【交通安全活動事業】 町民の交通安全意識の高揚を図るために、各種交通安全キャンペーンや広報活動等を継続的に行い、特に小学生の時から交通安全に対する意識を習慣づけるとともに、高齢者の交通安全対策を図ります。	各種交通安全関係団体の方々にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺に傾く方に対し早期対応を図れる可能性がある。 また、交通事故を起こしてしまったり、被害にあってしまったりした際に、ひとりで悩むことがないよう相談先等の情報を提供することができる。		●		●		
10		【防犯対策推進事業】 犯罪抑止を図るため、防犯に対する意識啓発、防犯アドバイザーによるパトロールや講話、職員による青色回転灯装備車での町内走行、公共施設への防犯カメラの設置などを行う。	高額な振り込め詐欺などの犯罪被害にあってしまった際にひとりで悩むことがないよう、相談先等の情報を提供することができる。				●		
11	町民窓口課	【犯罪被害者等見舞金支給事業】 自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援するため見舞金を支給します。	犯罪被害にあわれてひとりで悩むことがないよう、相談先等の情報を提供することができる。				●		
12		【人権啓発事業】 団体等が主催する人権啓発講演会や人権学校等の研修会への職員参加を進めるとともに、町人権擁護委員会の活動と連携しながら啓発活動を実施します。併せて、人権啓発活動実施団体の活動支援等を行います。	子どもの人権に関する取組として、小学校での人権教室や中学生人権作文の募集、子どもの人権SOSミニレター等、人権擁護委員の活動を通じて人権意識の醸成を図ることができる。また、人権擁護委員会の啓発活動の中で、自殺対策に関する相談先の周知など併せて行える可能性がある。	●		●	●		
13	福祉課	【社会福祉協議会補助事業】 企画広報事業、地域福祉活動事業、権利擁護事業やボランティア活動事業等、地域福祉を推進する事業を実施している社会福祉協議会に対し補助金を交付し、地域福祉が推進するよう必要な助言等を行い、連携を図る。	社会福祉協議会職員にゲートキーパー研修を行うことで、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。	●	●		●		
14		【コミュニケーション支援事業】 手話通訳者等の派遣や点字プリンターの活用など、コミュニケーション手段の充実を図ります。	手話通訳者等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				
15		【地域活動支援センター機能強化事業】 障がい者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るような環境づくりを目指し、障がい者等に対し創作的活動及び生産活動の機会の提供を行います。	職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげるまでの最初の窓口となり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●				

No	担当課	【事業名】 (※総合計画の実施計画事業名) 及び 事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	
16	福祉課	【相談支援事業】 障がい者が自立した生活を送ることができるよう、制度利用や日常生活上の相談等を受け、必要な情報を提供するための相談窓口を開設します。	相談所で相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながり得る。	●	●				
17		【保護司会活動支援事業】 安全安心に暮らせる地域づくりを目指すため、茅ヶ崎地区保護司会、寒川地域保護推進会へ補助金を交付し、保護司会員の研修や社会を明るくする運動、更生保護活動、犯罪予防活動の支援。	保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●				
18	高齢介護課	【高齢者在宅福祉サービス事業】 在宅生活が困難である高齢者等が安心して生活が送れるよう、必要に応じた各種支援を行います。	サービス提供の機会を利用し、高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。						●
19		【老人保護措置事業】 身体上・精神上・環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者に生活の場所の確保と安定した生活を提供するため、養護老人ホームへの入所措置を行います。	老人ホーム等の必要な支援先確保により、孤独死等の予防を図ることができる。また、老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りが出来れば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。	●			●	●	
20	子育て支援課	【母子保健事業】 安心して妊娠・出産・育児ができ、さらに、支援の必要な母子等が不安の解決策を得られるよう、各種教室、相談、健診、訪問事業など妊娠期から切れ目ない支援を行います。また、妊婦健診費用の公的負担を拡充した妊婦健診費用補助券を発行し、出産までにおける経済的負担の軽減を図ります。	保健師や臨時職員等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する情報提供を行うことで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることが可能である。	●	●				
21		【う蝕予防対策事業】 2歳児歯科相談健診でフッ素入りハミガキジェルと幼児用ハブラシを配布し、ブラッシング指導を強化するとともに、食事についての栄養教育を実施します。また、父親母親教室、7か月児相談で口腔衛生小冊子を配布し、口腔衛生の啓発を実施します。	子どもに対する歯科健診を、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会ととらえ、（う蝕の多い子どもは問題のある家庭の率が高いとされている）貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連携し、支援を行うことが可能である。				●	●	
22	保育・青少年課	【保育環境充実事業】 認可保育所や認可外保育施設、私立幼稚園に給付費や補助金を支出することにより、保育所の設備及び運営基準の維持、事業の充実や児童の処遇改善、保育サービスの供給増加等を図ります。	窓口等で保護者から相談があった場合や保育所等からの情報があつた場合、適切な機関につなぐ等気づき役やつなぎ役として役割を担える可能性がある。	●			●	●	
23	健康・スポーツ課	【健康増進事業】 健康維持や生活習慣病予防に关心を持ち、適切な保健行動がとれるよう健康手帳の交付、各種健（検）診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安を解消するため、健康教育等の事業を対象者へ周知・勧奨します。	成人の健康診査に睡眠や休養等についても聞き取りしており、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援の接点となり得る。	●			●		

No	担当課	【事業名】 (※総合計画の実施計画事業名) 及び 事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	
24	産業振興課	【商工業支援プログラム推進事業】 商工業者に対する総合的な支援体制の整備に向けた検討を行い、商工会などと連携し、起業、創業、経営相談、情報提供、基盤整備、経営の安定や合理化等に資する支援を行うとともに、支援策の充実を図ります。	商工会と連携し事業者に対してゲートキーパー講座を推進することは可能である。	●	●				
25		【就労対策事業】 求職者の支援や地域の労働力の需要に対応するため、広域連携による就職説明会等を開催します。さらに、若者の職業的自立や勤労者の不安等の解消を目的として各種講座等を開催します。また、就労支援ネットワーク会議を中心に障がい者雇用に向けた連携強化を図ります。	労働団体と連携しゲートキーパー研修を開催または、団体の活動として推進することは可能である。	●	●				
26	環境課	【美化運動推進事業】 町内一斉の清掃活動や自主的な環境美化活動の取組を進め、生活環境の保全と美化意識の高揚を図ります。 広報やキャンペーンで条例のPRを行い、モラルと美意識の向上を促進します。さらに、住環境を阻害するような迷惑行為の防止を図ります。	美化運動を通して地域住民同士の見守り・繋がりを推進し、地域ネットワークを通じ早期に異変等の発見に繋げ、自殺防止を図る。	●					
27		【動物対策事業】 狂犬病を予防するため犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図ります。また、快適な生活環境を推進するため猫の避妊、去勢手術費の助成や、有害鳥獣の捕獲檻の貸出、スズメバチの駆除、動物の適正な飼養方法の周知等を行います。	ペットの愛護等をとおして、心の支えとすることで生きがいづくりを推進し自殺を防止する。			●			
28	教育総務課	【環境活動推進事業】 環境基本計画に基づき、環境教育・学習機会の提供を推進するとともに、環境団体と連携した取り組みを進めていきます。	環境学習に参加することにより、各世代間の繋がりや生きがいづくりを推進する。	●		●			
29		【公害防止対策事業】 町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るために、町内事業所と協定を締結し、研修会の開催や適正な管理指導・助言を行います。また、大気、水質、地盤沈下の調査を実施するとともに、環境保全に係る情報提供や啓発を行います。	騒音や悪臭等、公害によるトラブルや悩みは精神疾患の悪化につながり自殺を誘発する要因の一つと言える。公害を把握し防止することでこれらの変化に早期に気づき自殺防止につなげる。			●			
30	教育総務課	【図書館サービス向上事業】 生涯学習の情報拠点として図書館サービスを提供するとともに、利用しやすい図書館運営をめざし、指定管理者と円滑な連携を図り、町民ニーズを把握しながら図書館利用の拡大を図ります。	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る。			●	●		

## 寒川町自殺に関するアンケート

〈寒川町 e マーケティングリサーチ制度(※) 令和元年度第 2 回アンケートとして実施〉

※寒川町 e マーケティングリサーチ制度：町民の皆さんから、町政に対する率直な意見を伺う  
インターネットを活用したアンケート調査制度。

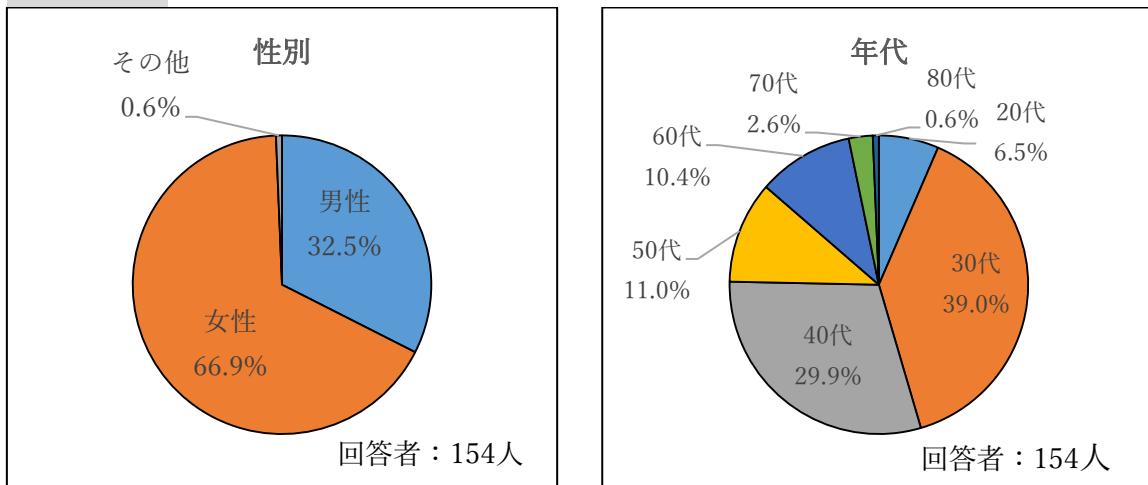
### 回答期間と回答率

- 回答期間 令和元年 5 月 28 日から令和元年 6 月 3 日まで (7 日間)
- 回答率 73.3%

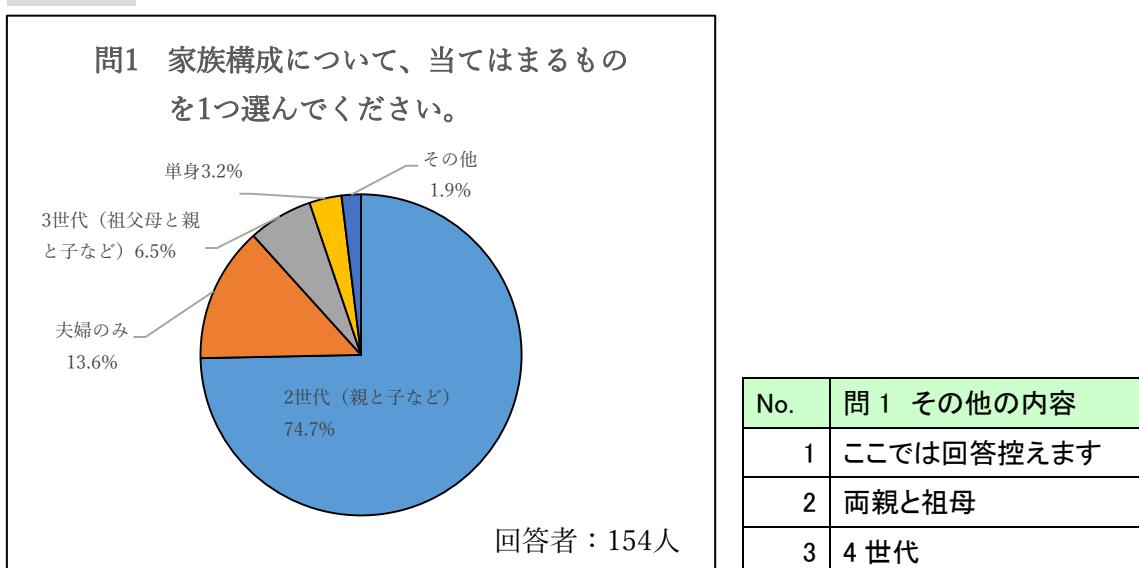
メール到達者 210 名のうち 154 名が回答

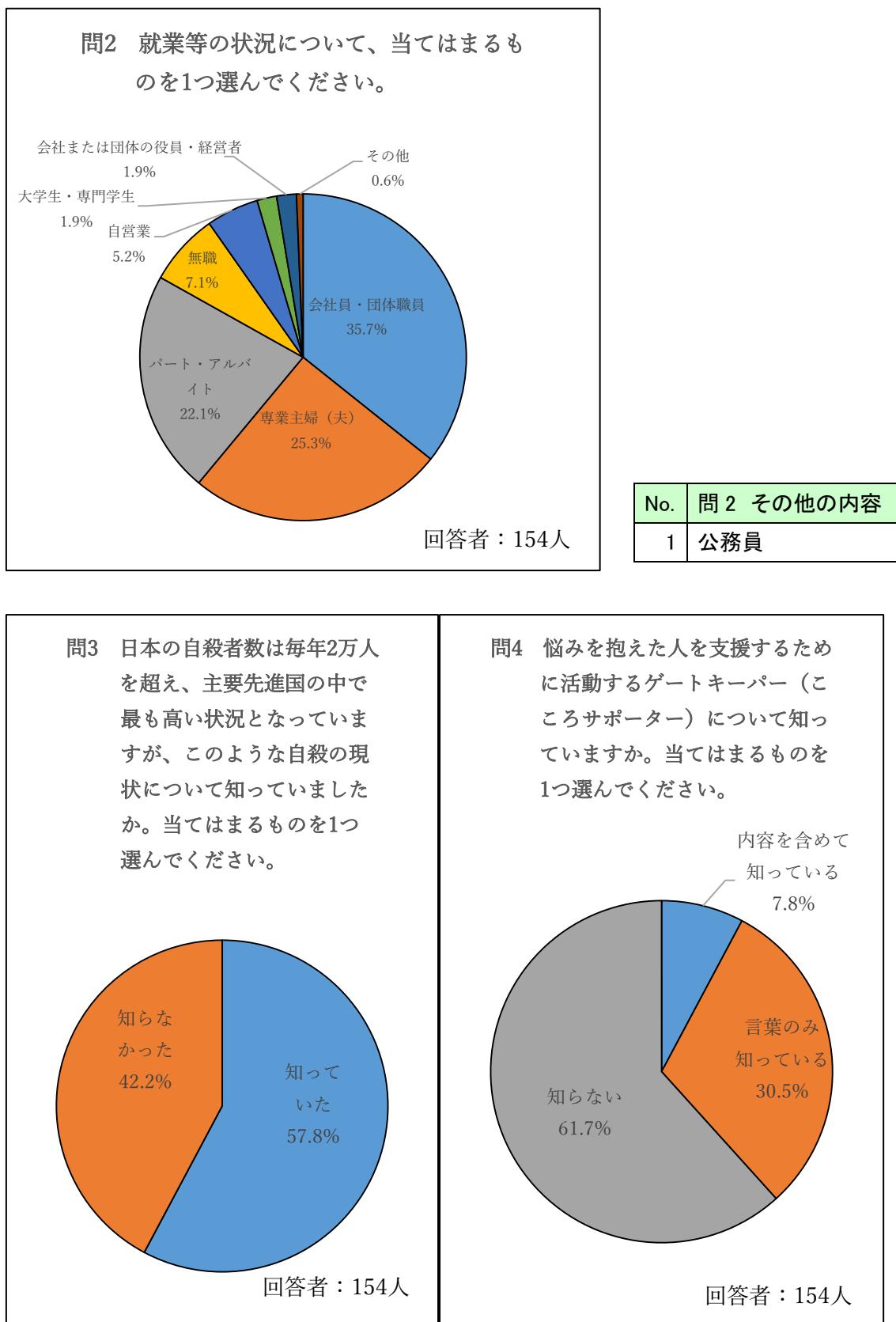
(令和元年 5 月 28 日現在登録の e モニター 222 名)

### 回答者属性

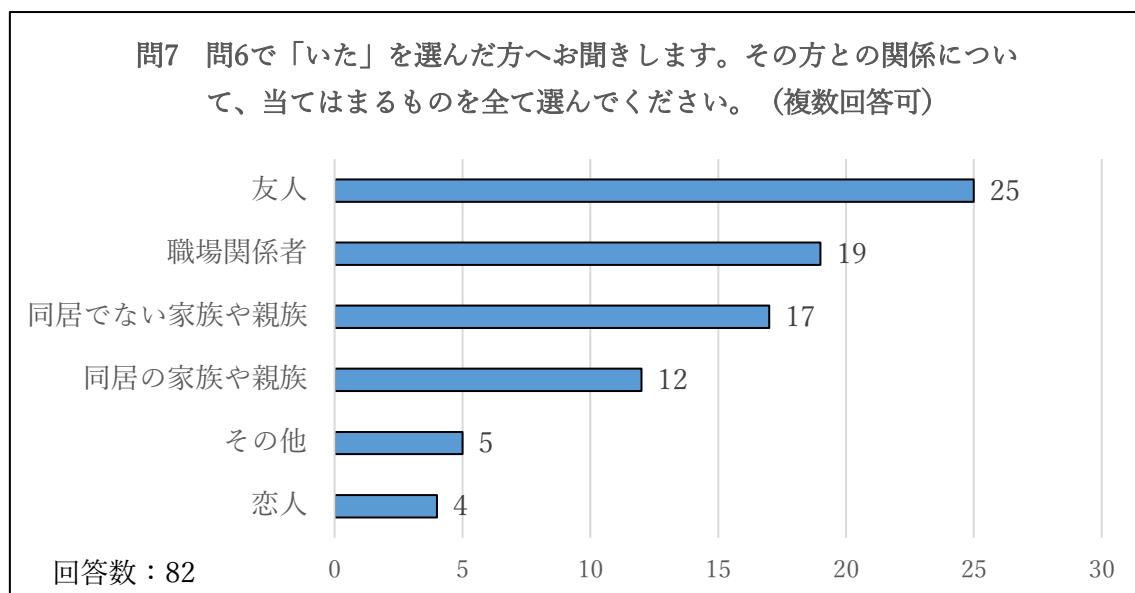
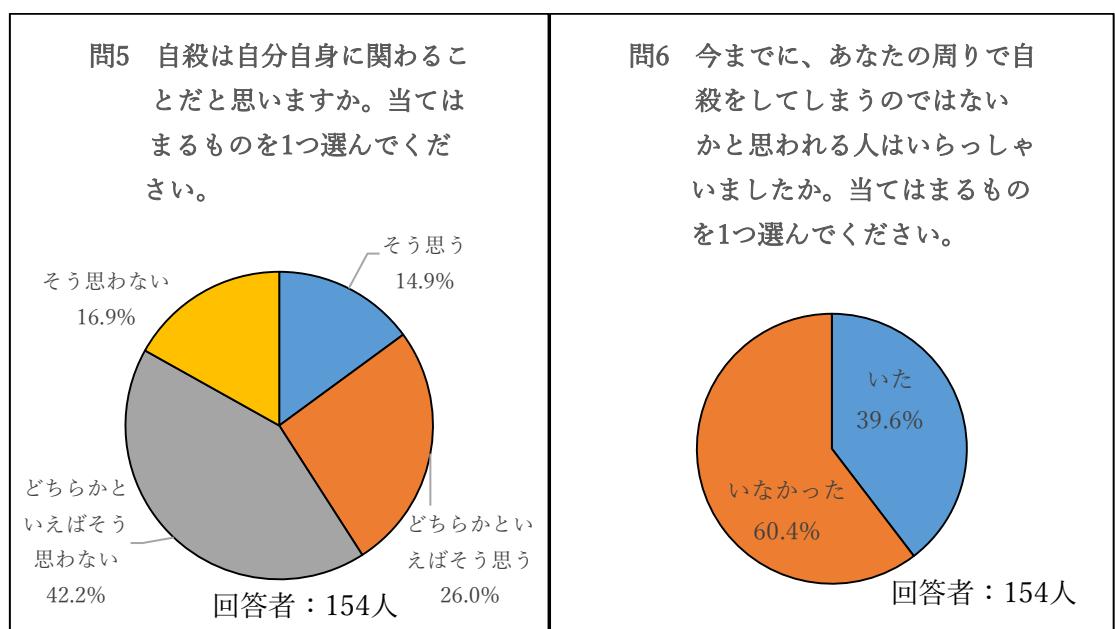


### 集計結果



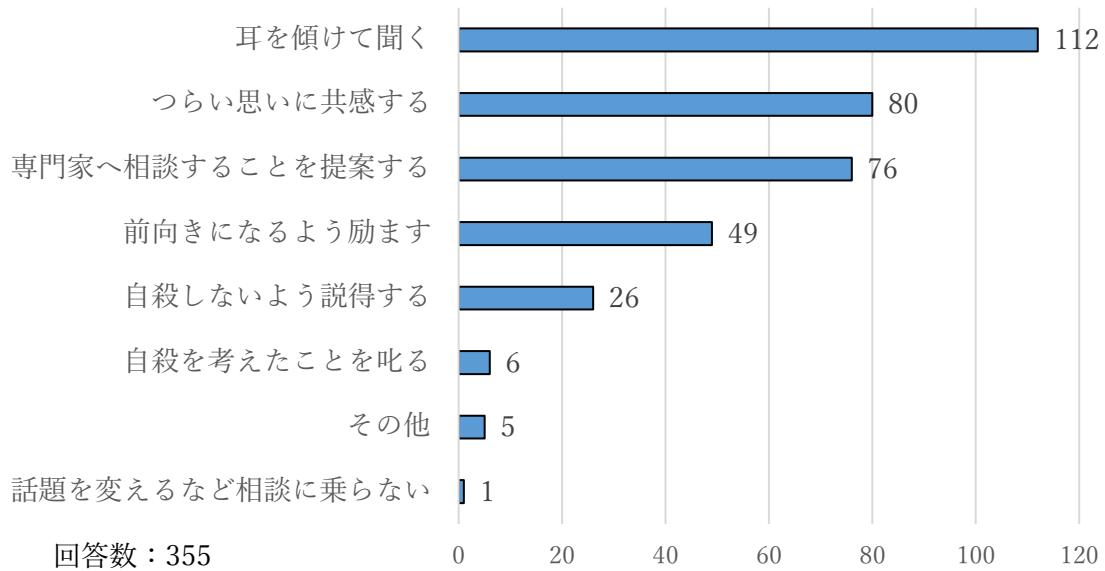


資料 2



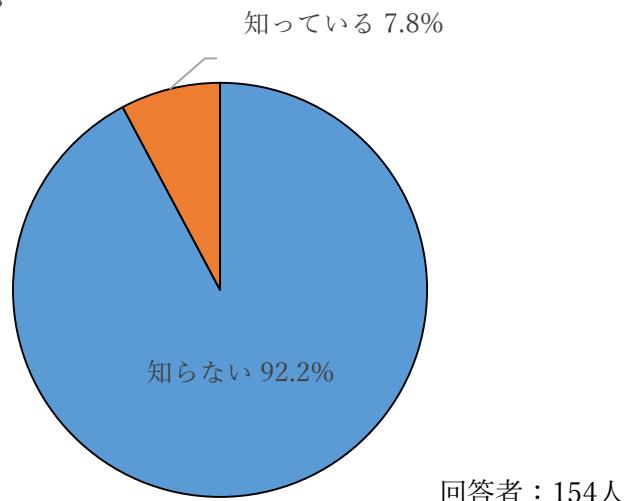
No.	問7 その他の内容
1	自分自身、過去にそうしようと悩んだ時期がある
2	産後の自分自身
3	自分自身
4	隣人
5	元夫

問8 もし、身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どのような対応を取りますか。当てはまるものを全て選んでください。  
(複数回答可)

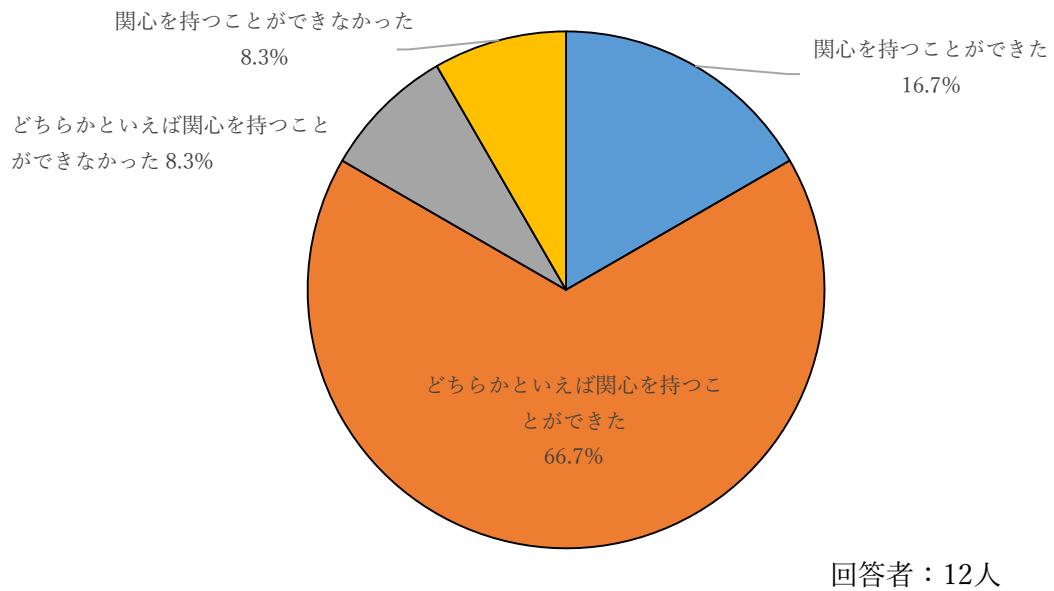


No.	問8 その他の内容
1	本来は死にたいわけではない。でも本人にはどうしようもできない状況。それを頭ごなしに否定はしたくない。でもその前提から何ができるのかは、話を聞いてあげても力になれるかどうかわからない。でも相談する先を紹介できれば、と思う。  それに死にたいと考える人間は他人を巻き添えにする傾向が出る人もいるので、それなりに要注意だとも思う。
2	わけを聞く
3	会社の講演にて、こころの耳(働く人のメンタルヘルスポータルサイト)を教えて頂いたので、本サイトを紹介したい。
4	ひとりにしない。
5	ネットなどで相談機関を調べる

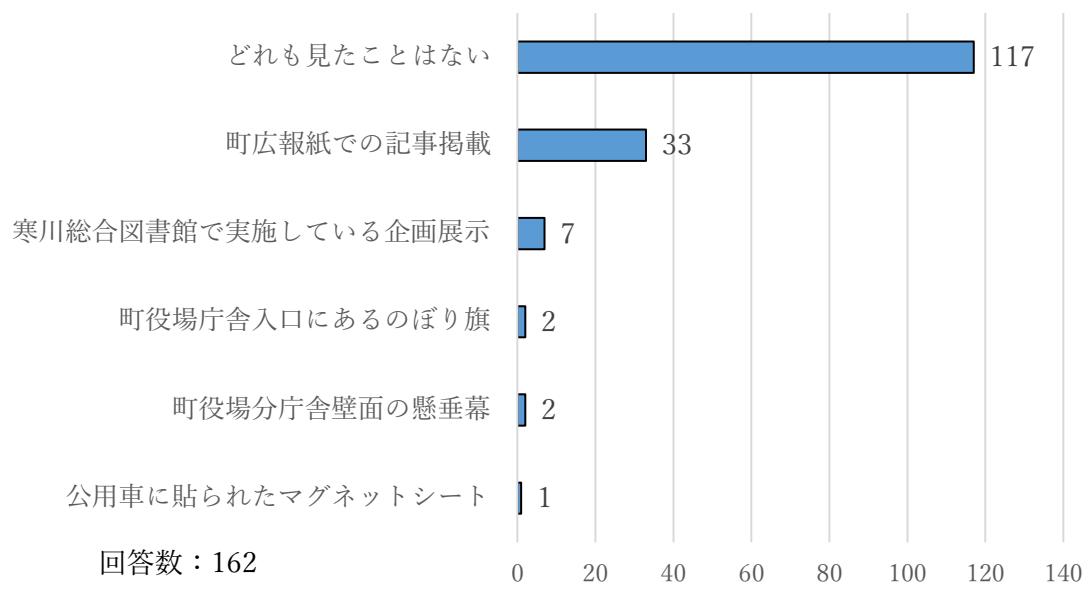
問9 自殺予防週間である9月10日～16日に町内の各駅で街頭キャンペーンを実施していることを知っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。



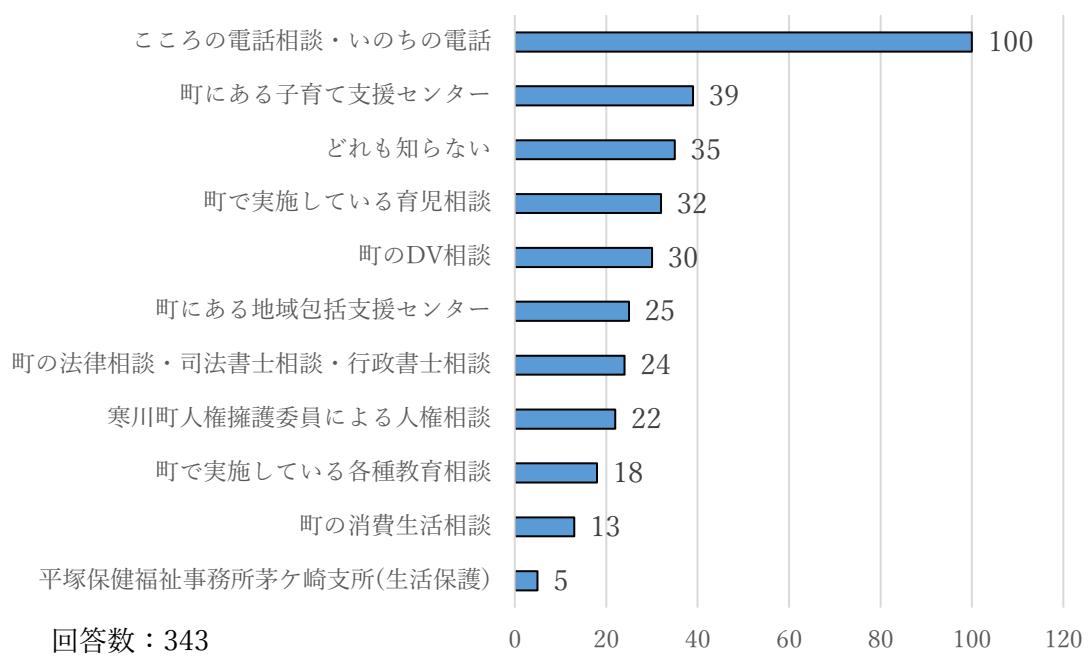
問10 問9で「知っている」を選んだ方へお聞きします。キャンペーンにより自殺予防に対して関心を持つことができましたか。当てはまるものを1つ選んでください。



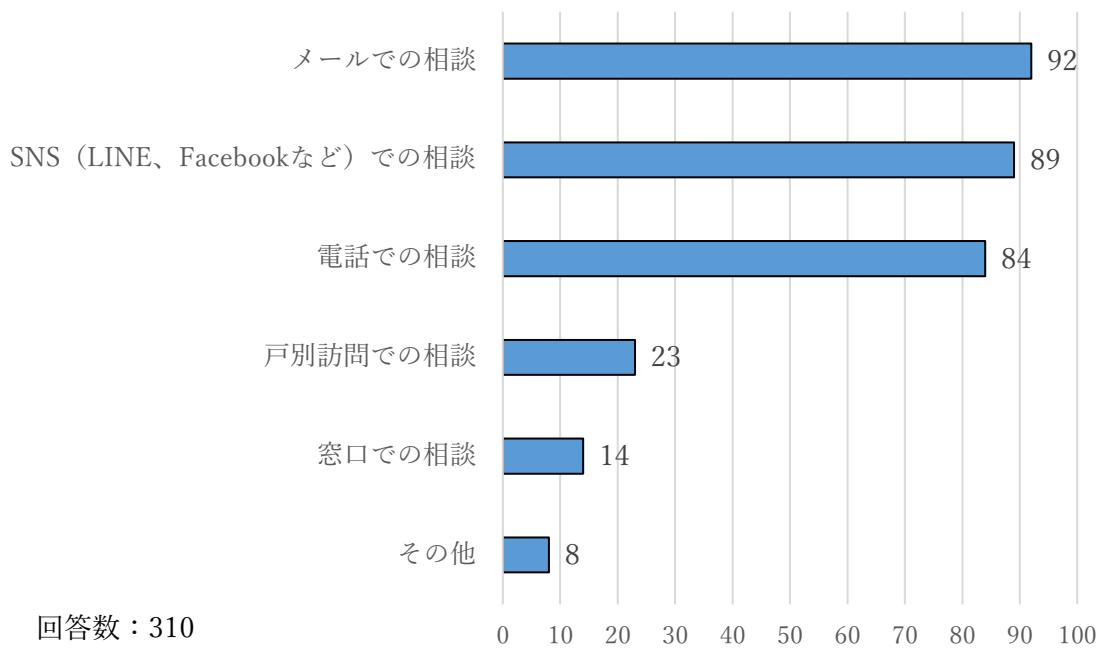
問11 役場が実施している自殺に関する啓発の中でご覧になったことがあるものについて、当てはまるものを全て選んでください。  
(複数回答可)



問12 次の選択肢記載の自殺に関する相談機関や窓口について知っていますか。当てはまるものを全て選んでください。  
(複数回答可)



問13 自殺をしようと思うほど悩んでいるときに相談しやすいと思う方法について、当てはまるものを全て選んでください。  
(複数回答可)



No.	問 13 その他の内容
1	いつでも相談できるなど、ハードルが低いこと。 メンタルだけではなく、法律面など専門家がいること。  原因が職場ともなると、病気・子育て・介護など生活面から理解されないダブルパンチのことの方が多いかも。 個人にどうのこうのってよりも、組織的な場所にも働き掛けないとどうしようもないかと思います。
2	自殺をしようと本気で思っている人は相談しないと思う。相談する人は止めて欲しいからすると思う。
3	友達を通して相談。
4	自殺しようとしてる人は相談すらできない精神状態だと思います
5	自殺するほど悩むことについて想像がつかない
6	わからない
7	そこまで悩んだら相談しない。
8	メール、電話のやりとりからの直接会う

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
1	近年は、学生のいじめで自殺する人も増えているので、子を持つ親として、学校のいじめに対する対策を町ぐるみでもっと強化して欲しいと思う。
2	自分の身近な人物が悩んでいるのを見るのは本当に辛くて悲しい。 1人1人それぞれの考え方や受け止め方が違うと思うので安易な発言をしないように注意を払いどのように接すれば良いか考えてしまう。
3	交通事故での死者が減ってきてるのは知っていました。自殺者が年間に2万人を超えてることはニュースで見聞きしたと思うのですがあまり身近に考えたことがありませんでした。  自殺の原因は病気や仕事や家庭、職場などいろいろあると思いますが 相談の窓口は悩み相談など、何でも良いと思います。 とりあえず 誰かに わからないけど何処かに 相談できる 話すことができたらと思います。
4	自殺したいと思い詰めている方に寄り添うことはとてもエネルギーのいることだと思います。安易に励ますこともできないため、専門家の力がとても大切になってくると思います。
5	義理の弟が自死しているが… まったく予見も出来ず 予防するには どうしたら？と 悩むばかりです。
6	いろいろと忙しいとは思いますが、権利を守る骨太な行政をしっかりとお願いしたいと思います。
7	学校などでも、授業の一環として取り上げてほしい。
8	自殺したいと思っている人は、短な家族や友人でも気付いてあげることが難しい。自殺は遺伝子も関係してるって本当でしょうか？
9	とても難しい問題だけれど、ひとりでも多くの人の心が明るくなる世の中になることを願います。身近にそういう人がいたら力になりたいと思います。
10	日本は働きすぎ、また働かないとしても生きづらい社会だと思います。自殺が少ない国と生活のなかで何が違うのかを研究してみてほしいです。
11	日本は宗教的な面からも自殺に対する捉え方が違うので数も多いのではないかという考え方もあるようです。 自他共に命は何よりも大切だということの教育が、家庭内も含めできていないように思います。

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
12	自殺するほど悩んでいたら、相談出来ないと思ってしまいます。相談窓口は必要だと思いますが、周りの人が気がついてあげたら、一番よいですが、なかなか難しい…です。なんて言葉でかいてよいか難しいですが、気がついてあげることがいいのかなと思います。
13	心の病は深刻で周囲の人に何らかの信号発信あるときは、声かけが必要だと思う。
14	自殺に至る原因や理由は個々人それぞれであると思われるが、それにとらわれずに相談ができる環境が整えられることが重要だと思う。 いじめや虐待の相談には最初からフィルターを掛けず見ることなく相手の立場に沿って考えることが必要。 また、相談を受ける立場の人は自身の過去の出来事から頭ごなしに見ることをせずに相談内容の現状が自身最初のことと思って対応することが必要と思う。初心に帰っての対応…が必要。 そう思います。
15	いじめられたり 不登校の子も集まれるような こどもの日中の居場所が増えると良い  スクールカウンセラーの充実  子供に学校でいろんな話を聞かせてやってほしい 逃げてもいいんだ とわからせてあげたい
16	悩みを気軽に相談できる場所があると良いと思います。
17	自殺をしたくならない様な魅力を提供出来る町作りを期待してます。
18	小学校時の同級生、中学校時の同級生、と自殺してしまった同級生がいます。理由は分かりませんが、周りに誰か相談出来る人がいれば、また違ったのでは、と思います。相談機構について、今回初めて知りました。認知度が低いのでは?と思いました。
19	相談所がある事さえも、考えてもみなかつた。 些細なことでも悩んでいる方が、相談所を知り悩みを解消してもらいたいですが、きっと私の様に知らない方も多いかと思いますので、広告等にてポスティングないしで知ってほしいです。
20	本当に苦しい時に相談したくても(自殺に限らず)、どこに相談したら良いのか正直分からぬ。ただ話を聞いてくれるだけでもいい。 そう言う時に命のホットラインはあるけれど、緊急じゃないとまともに取り合ってもらえないらしい。 誰かに面と向かって相談するのもなんだか怖いし、なら sns のように会話形式で、でも匿名で、無料で相談できるようなものがあればいいなと思う。(そういうのは実際あるが、相談に混み合っていたり時間が限られているので 24 時間相談できる環境だとありがたい)

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
21	自殺についてはかなり難しく素人考えでは何とも言えない。自分では自殺しようとしている人を救えるとは思えない。
22	自殺に関して自分がどれだけ無知だったのかを思い知らされました。 私も辛く、死んでしまいたいと思ったことはありますが、実行に移そうとまでは思いませんでした。 意外と身近なものなのかもしれませんね。。 予防策としては若い方だと面談や窓口での対応は嫌がりそうだなあと思いました。
23	悩みを相談できる専門のカウンセラーの存在(町内かその付近で)をもっとわかりやすく広めてほしい。メールや SNS の相談が一番しやすいと思うのでネット上のカウンセラーの紹介とか。
24	自殺について相談するとき、世間体なども気になると思うので、匿名で気軽に相談できる方法が良いと思う。
25	自殺をしてしまう人がいなくなるような取り組みを、町が中心となって町民を巻き込んで行なってもらいたい。
26	自殺を選ぶ人も色々な思いがあり突発的にしてしまうことが多いと思う。突発的な行動をとらないためにも信頼できる人や支えになってくれる人のYを見つけることや、毎日関わりを持つ人の存在が大切だと思う。
27	自殺防止など様々な所で啓発は行っているが、一番身近な家族が防ぐ最終的な手段ではないかと私は思う。個々に意識付けは必要ですが最終的な家族単位に対して、法律や行政の試みが必要かと思います。家族でも防ぎようがない場合も当然ありますが、これからの中高齢化社会、少子化、人口減少など、課題はございますが良い意味での監視社会を望みます。
28	寒川町は自殺者が多いからこのような取り組みをしてるのですか？ あと自殺でなく自死と言い換てる自治体が多いので寒川もそうしては
29	自殺を考えている人に生半可に対応するのは大変危険だ。真摯に話を聞くのはいいが、専門家に対応してもらうのが一番ではないか。もちろん、その専門家の資質が問題になると思う。
30	私は自殺したいと思ったことがないから思う人達の気持ちが分かってあげられませんが、少しでも誰かが話を聞いてくれれば違うのかなと思います。  そんな気軽に話を聞いてもらえる環境が整えば、そういう話を聞いてくれる場所が歩んだって事が分かる状況が整っていれば少しは自殺者が減るのかなと思いました。
31	思い悩んだときに、相談できる場所などの情報が手に入りやすいようにしておいて欲しい。 現在悩んでないので全く目に入ってなかつたのですが、悩んでいる人にはちゃんと届くようになっていて欲しい。

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
32	特にありません。
33	必ずしも防げる場合だけないため、自殺者数のうち対策が有効な数がどの程度なのか、対策に対する効果を評価するのが非常に難しい問題だと思われる。また、日本は集団心理が働き易い国民性のためにジョークとして「最も成功した社会主义」などと言われることもあるが、自殺率上位国は旧社会主义国が過半なのを鑑みると、個々人のレベルではあながちジョークでもないのかもしれません。
34	鬱病になると自殺の可能性が出てくる、と聞いたことがあります。 人ごとではないと思いました。
35	寒川町の自殺率が高い統計データもあるのでしょうか？ なぜこのような自殺防止キャンペーン、アンケートを実施しているのか、ちょっと唐突すぎてよくわからなかった。
36	実際に話を聞いてあげたいとは思うが、受け止めきれないとも思う。死んでしまっては何もならないという考えは、現状を終わりにしたいという本人には説得にはならないと思うので、難しい。
37	自分よりもっと辛い目に逢ってる人がいることを理解してもらうのが重要と思っています。 辛いのは自分だけではなく、自分よりも辛い人ごといっぱいいることを理解してもらえるだけで、心の持ち様がだいぶ変わります。
38	自分は関係ないと思わないで、身近なひと、特に子どものことを良く見てほしい。
39	素人が相談にのっても、一時的に解決されるが、次の相談について行けなくなる。相手は、こちらの時間を気にせずに連絡を取ってくる。難しい問題である。
40	自殺が多いということは住みにくい世の中と思う人が多いことを意味します。できることから一人一人が住んで良かったと思われる環境作りを心がけたいものです。どんなことでも、どんなに小さいことでも良いので。
41	自分にはそのような発想がない。 生きているだけで幸せ。 よくニュースで仕事で追い込まれてとかあるが、逃げ道を探せたらなと感じる。 もったいないことだとおもう。
42	なぜこのアンケートで「自殺」をテーマにされているのか？まずその部分から説明があつた方が良かったかもしれません。アンケートの趣旨が明確でないと漠然として皆さんも答えにくいのでは？と思いました。

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
43	ストレス社会、早めにストレスや鬱などに対処する方法をもっとみんなが共有できたら良いかと。
44	自殺を考えている人の窓口、相談相手として僧侶を紹介することも一つの解決策になるのでは。
45	鬱、等も含め心の病からくると思う、相手の心を開く徹底して聞き入れるのがいいと思う。
46	高齢者の自殺が多く、なんとか生きている意味を感じてもらえる街にしたい。 暮らす街での人との関わりや役割があることで生き甲斐を感じてほしい。
47	学期が変わる時も注視すべき。
48	役所の対策はどれも四角四面だと感じられます。相談窓口も、相談員や相談室の写真をホームページや広報に掲載するなどして、いざというときに相談してもいいかなと思えるような、開かれた相談所づくりをして欲しいです。 私自身もかつて自殺を考えるほど辛い経験をしたことがあります、その時に相談した相手は、公的機関よりも友人や同じ悩みを持つ人です。普段からの地域のつながりや、孤立しないように友人を増やす取組に力を入れてもらいたいと思います。
49	のぼり旗、横断幕だけでなく、具体的に相談できる機関の名称、電話番号、等を立て看板にし、公共機関、コンビニ、スーパーなどに設置。チラシを学校、民間事業所等にも配布し、周知を図る
50	他人を道連れにした自殺や鉄道に飛び込み自殺など多大な迷惑のかかるものを重点的に対策をしたらよいと思う。
51	自殺をしたいほど思い悩んでいる人は、自律神経も不安定であり、前向きになる様に相談したり、メールをしたりの行動はあまりしない気がします。1番難しい事は承知の上で…周りが何か異変に気づき、声をかけるなどできるのが1番の助けではないかと思っています。
52	伯母が、83歳で自殺しました。一人で悩んで、誰にも話さなかったので皆どうして?と、何も解らずでした。遠く離れて暮らすと何も手助け出来なかつたという後悔しかありません。
53	自殺を考える人は、かなり視野が狭くなっていて、生きて行くという事に対して望みを失っている状態だと思います。きっかけは様々ですが、金銭的やメンタルの問題などで追い込まれてしまっている状況です。 例えばなるべく一人にならないような環境を作るとか、個人が個人に向き合う環境を作らない事で違う道しるべを作つてあげなければならないと思います。 思い込んでしまう事でかなり時間がかかると思いますが、取り巻く周囲も含めてのケアをしていかなければならぬと考えます。

No.	問 14 その他、自殺に関するご意見、ご要望などを自由に入力して下さい。
54	<p>自殺をしてしまう背景に職場の環境がある場合は相談を受けたら町でも調査し、違反をしていそうなら監査や労基を入れたりして労働改善が出来るようにしたら思い詰める人は減ると思います。</p> <p>後は子育てで悩んでいるのであれば率先して幼稚園、保育園、またはベビーシッター等、入れられるようにして息抜き出来るようにすれば良いと思います。</p> <p>相談出来る窓口は夜、思い詰める人が多いと思うので夜中とかでも出来ると良いと思います。</p>
55	いじめによる自殺は、いじめの解決・いじめの首謀者の処罰をして、いじめられて自殺を望んでる方を救うべき。またいじめの首謀者に、いじめや組織的な嫌がらせ・ストーキングで迫害するのが大好きな宗教団体・政治団体などの構成員がなってるケースが多いので、首謀者のそういう環境を問題にすべき。
56	うつになって誰にも相談せず 突発的に電車や、高所からとか 恐いですよね
57	自殺者の方で、孤独死の割合も増加しているため、そちらにも注力を向ける必要があるかもしれません。
58	行政が積極的に取り組んでほしい
59	相談する際、どんな担当者がいるのかわからない、担当者を選べないことが、相談のハードルをあげる気がします。 どういった程度から受け入れられて、どういったアプローチをしているのか、分かると相談しやすい気がします。
60	自殺をしようとする人は、周りへの相談をしないと思います。自分から相談する人は、自殺には向かわないのではないかと思う。学校等社会の細やかな心配りが必要だと思います。最近よく出てきている、学校の先生の生徒に対する心配り不足や、先生の力量のない人が、自殺に追い込んでいると思います。これらは、公務員の事なれ主義からくる、人事管理の甘さからきていると思います。また、40－50代の引きこもりの人が自殺予備軍になると思いますが、社会の競争についてゆけない幼少期の競わない教育が原因ではないのかとも考えています。
61	悩みを抱えていてもなかなか声に出して言えないことが多いだろうし、なかなか難しい問題だな、と思う。 自分自身が子育てを通して孤独感に苛まれた時、子連れでいける町の施設があって心が救われた。自殺まで心が疲れてしまったことはないけれど、女性の立場からしたら出産、育児はそれまでとは大きく異なった生活になるので、そんな時に支えてくれる場所はこれからも在り続けて欲しいと思います。

(※自殺に関するアンケート速報集計結果の原文を掲載)

## 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものと

する。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

##### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

##### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

##### (自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正

### 資料 3

後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 資料4

### ○寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、寒川町自殺対策計画推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) その他設置目的に関し町長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関・団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募の町民

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職

## 資料4

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 委員に対し、予算で定める範囲内の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 寒川町自殺対策計画推進協議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

	選出区分	氏 名	備 考
1	学識経験者	桑原 寛	神奈川県精神保健福祉センター元所長・精神科医
2	〃	高山 慶一郎	茅ヶ崎医師会理事・産婦人科医
3	関係団体の代表者 (高齢者に関わる団体)	佐藤 敬	寒川町地域包括支援センター長
4	関係団体の代表者 (生活困窮者に関わる団体)	曾我 瞳実	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課長
5	〃	森井 順子	寒川町民生委員児童委員協議会会長
6	〃	小西 悅子	寒川町民生委員児童委員協議会副会長
7	〃	三留 当美代	寒川町民生委員児童委員協議会副会長
8	関係団体の代表者 (子ども・若者に関わる団体)	花山 尚人	寒川町立旭が丘中学校長
9	〃	野田 燐	寒川町子育て支援センター子育てアドバイザー
10	関係団体の代表者 (勤務・経営に関わる団体)	塚田 和男	藤沢労働基準監督署副署長
11	関係団体の代表者 (その他)	井上 郁子	茅ヶ崎市保健所保健予防課長
12	〃	笛森 雄悦	茅ヶ崎警察署生活安全課長
13	〃	稻葉 康宏	寒川町社会福祉協議会事務局長
14	一般公募者	小泉 玲子	

## 資料6

### ○寒川町自殺対策庁内連絡会設置要綱

#### (設置)

第1条 寒川町自殺対策計画（以下「計画」という。）の各取組を推進するため、寒川町自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係わる各課等との調整及び推進に関すること。
- (3) その他計画の実施に必要な事項

#### (組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

#### (会長及び副会長の職務)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、それぞれ町民部長及び町民窓口課長をもつて充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

#### (作業部会)

第6条 連絡会で検討する事項に関し具体的な調査、検討等を行わせるため、連絡会に作業部会を置く。

## 資料6

2 作業部会は、別表第2に掲げる所属の指導主事、主幹、技幹、副主幹、副技幹又は主査をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、作業部会において調査、検討を行った結果を連絡会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会及び作業部会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料6

### 別表第1(第3条関係)

#### 寒川町自殺対策庁内連絡会

	職名
1	町民部長
2	町民部町民窓口課長
3	福祉部福祉課長
4	福祉部高齢介護課長
5	健康子ども部子育て支援課長
6	健康子ども部健康・スポーツ課長
7	環境経済部産業振興課長
8	教育委員会教育総務課長
9	教育委員会学校教育課長

### 別表第2(第6条関係)

#### 作業部会

	所属
1	町民部町民窓口課
2	福祉部福祉課
3	福祉部高齢介護課
4	健康子ども部子育て支援課
5	健康子ども部健康・スポーツ課
6	環境経済部産業振興課
7	教育委員会教育総務課
8	教育委員会学校教育課

## 相談先一覧

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
こころに に関する相談	神奈川県 精神保健福祉 センター こころの電話相談	0120-821-606	月～金曜日 9時～21時 (受付は 20時45分 まで) (年末年始、祝日を 除く)	◇こころの電話相談 こころの病気かどうか心配、生活・仕事 に関する悩み、性に に関する悩みなど
	茅ヶ崎市保健所 保健予防課	0467-38-3315	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇こころの健康相談 など
	横浜いのちの 電話	045-335-4343	24時間受付	
	川崎いのちの 電話	044-733-4343	24時間受付	
	よりそい ホットライン	0120-279-338	24時間受付	
健康等に に関する相談	健康・ スポーツ課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇健康相談 保健師、管理栄養士、 看護師に相談できま す
	茅ヶ崎市保健所 保健予防課	0467-38-3321	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇難病に関する相 談、H I V相談・検 査など ◇アルコール教室
	神奈川県 精神保健福祉 センター 依存症電話相談	045-821-6937	毎週月曜日 13時30分 ～16時30分 (年末年始、 祝日を除く)	◇様々な依存症につ いて、本人、家族等 からの電話相談
	神奈川県 精神保健福祉 センター 依存症面接相談	045-821-8822 (代表)	毎週金曜日実施 予約時間：月～金曜日 8時30分～17時30分 (年末年始、 祝日を除く)	◇様々な依存症につ いて、本人、家族等 の面接相談（予約制）

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
身近な・大切な人を自死で亡くした方の相談	神奈川県 精神保健福祉センター 自死遺族電話相談	045-821-6937	毎週水・木曜日 13時30分 ～16時30分 (年末年始、祝日を除く)	◇身近な方を自死でなくされた家族、友人、同僚の方からの相談（面接相談につなぐこともできます）
	神奈川県 精神保健福祉センター 自死遺族の集い (わかちあいの会)	問合せ先 045-821-8822 (代表)	開催日：偶数月 第1火曜日 14時～16時 (4月のみ 第4火曜日)	◇身近な、大切な人を自死で亡くされた方の集い 会場：旧横浜ゴム平塚製造所記念館 (八幡山の洋館)
	藤沢わかちあいの会	問合せ先 0466-50-3593 (藤沢市保健所 保健予防課)	開催日：原則 毎月第3火曜日 14時～16時	◇身近な、大切な人を自死で亡くされた方の集い 会場：藤沢商工会館 ミナパーク
高齢者に関する相談	高齢介護課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、祝日を除く)	◇高齢者の相談・介護者の相談 日常生活に関する困り事、介護保険サービスについてなど ◇高齢者虐待
	地域包括支援センター	0467-72-1294		
障がいに関する相談	福祉課 子育て支援課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、祝日を除く)	◇障がい児者の相談・介護者の相談 日常生活相談、障がい福祉サービスについてなど
	福祉課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、祝日を除く)	◇障がいのある方の就労相談 ◇障害者虐待防止センター

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
生活に に関する相談	町民窓口課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇法律相談 (予約制・面談のみ) ◇司法書士相談 (予約制・面談のみ) ◇行政書士相談 (予約制・面談のみ) ◇人権相談 (面談のみ) ◇行政相談 (面談のみ) ◇消費生活相談 (面談・電話)
	茅ヶ崎市 市民相談課	0467-82-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇司法書士相談 (予約制・面談のみ) ◇消費生活相談 (面談・電話のみ) ◇多重債務相談 (面談のみ)
	平塚保健福祉事 務所茅ヶ崎支所 生活福祉課	0467-85-1173	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇収入減少等によ り、経済的に生活が 困窮したときの相談
	神奈川県社会 福祉協議会 ほっとステーション	045-311-8874	月～金曜日 9時～17時 (年末年始、 祝日を除く)	◇生活の不安や困り ごとの相談
	寒川町社会 福祉協議会	0467-74-7621	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇心配ごと相談 福祉に関する相談、 悩みごとなどの相談
	福祉課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇民生委員児童委員 について

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
仕事に に関する相談	藤沢労働基準 監督署	0466-23-6753	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇労働条件・ハラス メントなど
	ハローワーク 藤沢	0466-23-8609	○火・木曜日 8時30分 ～17時15分 ○月・水・金曜日 8時30分～19時 ○第2・4土曜日 10時～17時 (いずれも、年末 年始、祝日を除く)	◇求人検索、職業相 談、職業紹介
子ども・若者 に関する 相談	学校教育課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇教育相談・いじめ 相談 ◇就学相談
	教育研究室	0467-73-4639	月～金曜日 9時～17時 (年末年始、 祝日を除く)	
	子育て支援課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8時30分 ～17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇育児に関する相談 ◇児童虐待相談
	子育て支援 センター	0467-75-4571	月～金曜日 9時～16時 (年末年始、 祝日を除く)	◇子育て相談 ◇子育て情報の提供
	児童相談所 全国共通 ダイヤル	(局番なし) 189 (いちはやく)		◇児童虐待相談
	中央児童相談所	0466-84-1600	月～金曜日 8時30分～ 17時15分 (年末年始、 祝日を除く)	◇子育ての悩み、言 葉や発達の遅れに關 する相談、非行の相 談、不登校の相談

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
子ども・若者 に関する 相談	子ども・家庭 110 番	0466-84-7000	毎日 9 時～20 時	◇子育ての悩み、言葉や発達の遅れに関する相談、非行の相談、不登校の相談
	人権・子ども ホットライン	0466-84-1616 (子ども専用)	毎日 9 時～20 時	◇子育ての悩み、言葉や発達の遅れに関する相談、非行の相談、不登校の相談
	かながわ子ど も・若者総合 相談センター	045-242-8201	火～日曜日 9 時～12 時、 13 時～16 時 (年末年始を 除く)	◇県内在住、在勤、在学の 39 歳までのひきこもりや不登校などの悩みなど
DV に 関す る相談	かながわ男女共 同参画センター (神奈川県配偶 者暴力相談支援 センター)	0466-26-5550 (女性相談員に よる相談)	○月～金曜日 9 時～21 時 ○土・日曜日 9 時～17 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的暴力に関わる相談など
		0570-033-103 (男性のための DV 相談)	月～金曜日 9 時～21 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇被害者の方の相談 配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的な暴力の悩み
		0570-783-744 (男性のための DV 相談)	月・木曜日 18 時～21 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇DV に悩む方の相談 配偶者などへの暴力等の悩み
がいこくじ んそくだん	あーすぶらざ (神奈川県立地 球市民かながわ プラザ)	045-896-2895	9 時～12 時、 13 時～17 時 (受付は 16 時ま で) (年末年始、 祝日を除く)	◇各言語による 一般相談 英語 第 1・3・4 火曜日 中国語 木曜日／第 1・3 火曜日 韓国・朝鮮語 第 4 木曜日 スペイン語 金曜日／第 2 水曜日 ポルトガル語 水曜日／第 4 金曜日

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
L G B T 相談	性的マイノリティ派遣型個別専門相談「かながわ SOGI 派遣相談」 (神奈川県人権男女共同参画課)	045-210-3637 (派遣相談の受付)	8時30分 ～17時15分 (年末年始、祝日を除く)	◇性的マイノリティ本人、家族、支援者の依頼に基づき、公共施設等へ臨床心理士などの専門相談員を派遣し相談を実施
犯罪被害者 相談	かながわ犯罪被害者サポートステーション	045-311-4727	月～土曜日 9時～17時 (年末年始、祝日を除く)	
性犯罪・ 性暴力被害者相談	かならいん (かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)	045-322-7379	24時間受付	◇性被害にあられた方やご家族からの相談
		045-548-5666	毎週火曜日 16時～20時 (年末年始、祝日を除く)	◇男性及び LGBTs 被害者のための専門相談



**支えあい、こころつながるまち  
さむかわ自殺対策計画**

発行 令和2年（2020年）3月

寒川町 町民部 町民窓口課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111 ファクス：0467-74-2833

寒川町のホームページアドレス：

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>